

JAいみず野の現況

(令和6年度いみず野農業協同組合ディスクロージャー誌)



いみず野農業協同組合

〒939-0276 富山県射水市北野1555-1

TEL(0766)52-0023

FAX(0766)52-5955

<https://www.ja-imizuno.or.jp/>

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況（令和6年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	5
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	20
7. 主な事業の内容	21

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	31
2. 損益計算書	32
3. キャッシュ・フロー計算書	33
4. 注記表	34
5. 剰余金処分計算書	58
6. 部門別損益計算書	59
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	61
8. 会計監査人の監査	61

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	62
2. 利益総括表	63
3. 資金運用収支の内訳	63
4. 受取・支払利息の増減額	64

III 事業の概況

1. 信用事業

（1）貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	65
② 定期貯金残高	65

（2）貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	65
② 貸出金の金利条件別内訳残高	65

③ 貸出金の担保別内訳残高	66
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	66
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	66
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	66
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	67
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	68
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	68
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	69
⑪ 貸出金償却の額	69
(3) 内国為替取扱実績	69
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	69
② 商品有価証券種類別平均残高	69
③ 有価証券残存期間別残高	70
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	70
② 金銭の信託の時価情報	70
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	70
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	71
(2) 医療系共済の共済金額保有高	71
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	71
(4) 年金共済の年金保有高	72
(5) 短期共済新契約高	72
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	73
(2) 受託販売品取扱実績	73
(2) 買取販売品取扱実績	73
4. 指導事業	73

IV 経営諸指標

1. 利益率	74
2. 貯貸率・貯証率	74

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	75
2. 自己資本の充実度に関する事項	77
3. 信用リスクに関する事項	79
4. 信用リスク削減手法に関する事項	82
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	83
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	83
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	83
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	84
9. 金利リスクに関する事項	84

【JAの概要】

1. 機構図	87
2. 役員一覧	88
3. 会計監査人の名称	88
4. 組合員数	88
5. 組合員組織の状況	88
6. 特定信用事業代理業者の状況	89
7. 地区一覧	89
8. 店舗等のご案内	89

法定開示項目掲載ページ一覧	90
---------------	----

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない箇所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ



日頃より皆様には格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度は、当JA管内にも大きな被害をもたらした能登半島地震による被害からの復興が進むなか、農業面におきましては常態化した猛暑に見舞われるなど、大変厳しい環境となりましたが、管内の水稻うるち米の1等米比率は95.7%となり、高品質を維持することが出来ました。また令和6年産米の出荷契約米の概算金につきましては、60kgあたり2万円を超えて近年に無い高水準となりました。

大豆や大麦も猛暑等の影響により低水準の収量となりましたが、特産の『富山ブラック枝豆』につきましては、県内外での販売強化によりブランド力が高まっており、人気商品として販売価格が上昇しております。

利用施設におきましては、農林水産省の定める産地生産基盤パワーアップ事業として再編いたしました小杉大豆・麦乾燥調製施設が令和6年5月に竣工し、貯留ビンを併設したことにより大幅に処理能力を増強することが出来ました。今後は水稻における高温耐性品種への転換を視野に入れ、さらなる活用に取り組むことにより地域の農業に貢献できるよう努めてまいります。

経営面におきましては特に信用・共済事業の環境が厳しく、損益につきましては大変厳しい結果となりました。なお金融機関としての財務の健全性を示す自己資本比率につきましては17.13%となり、当JAの財務状況は健全であることを示しております。

このたびJAいみず野では、令和6年度の業務内容及び活動状況をお知らせするため、ディスコロージャー誌『JAいみず野の現状』を作成いたしました。皆様には本誌により当JAの経営の健全性、安全性等につきまして、より一層のご理解を深めていただければ幸いに存じます。

令和7年6月

代表理事組合長 塚本 清

1. 経営方針

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化・後継者不足や気候の変動など、多くの課題を抱えておりますが、持続可能な農業の実現を目指し、需要に応じた精算・販売と水田フル活用を基本に、農業生産の拡大と農業所得の向上に取り組めます。併せて農業におけるデジタル技術の活用による圃場情報の電子化や栽培管理支援システムの導入など、スマート農業のさらなる実践に取り組むとともに、もみ殻を原料とした土づくり肥料『シリカエールプラス』のさらなる普及により、循環型農業の支援にも取り組んでまいります。

令和7年度は、「第9次中期3ヵ年計画」と「第49回JA富山県大会」の決議実践のスタートの年であり、組合員の皆様との対話を通じ、将来の見通しを踏まえて策定した効率化戦略・成長戦略を着実に推し進め、持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組んでまいります。

1. 食料・農業への貢献

- (1) 農業所得向上と農業生産拡大
- (2) 担い手経営体のニーズに対応した総合事業提案の強化
- (3) 実需者ニーズに応じた生産・販売
- (4) 消費者の信頼を築く安全・安心、環境に配慮した農業の実践

2. 組合員の暮らし・地域社会への貢献

- (1) 組合員との対話の継続・強化
- (2) 多様な組合員の参画促進および新しい仲間づくり
- (3) 健康管理・福祉事業を通じたセーフティネット機能の発揮
- (4) 生活インフラ機能の発揮

3. 健全・強固な経営基盤の確立

- (1) 実効性の高い経営戦略の策定・実践
- (2) 効率化戦略の検討・実践
- (3) 組合員・利用者本位の業務運営
- (4) ガバナンス・内部統制の強化および実効性向上
- (5) JA経営・協同組合運動を支える人づくり

4. 協同組合の役割や価値に対する理解の醸成

- (1) 多彩な媒体による広報活動
- (2) 組合員・JAグループの要望を反映した農業政策の確立・推進
- (3) 准組合員・地域住民への理解醸成

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の常勤理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和 6 年度）

◇ 全体的な概況

令和 6 年度は管内にも大きな被害をもたらした能登半島地震による被害からの復興が進むなか、農業面におきましては常態化した猛暑に見舞われ厳しい環境となりましたが、管内の水稲うるち玄米の 1 等米比率が 95.7%と県下でもトップクラスの品質となりました。また令和 6 年産米の概算金につきましては令和の米騒動と呼ばれる状況のなか、60 kgあたり 2 万円を超えて近年に無い高水準となりました。

大豆や大麦も同様に猛暑等の影響を受けて収量は低い水準となりましたが、特産の『富山ブラック枝豆』につきましては、県内外での販売強化によりブランド力が高まっており、人気商品として販売価格が上昇しております。

利用施設におきましては、農林水産省の定める産地生産基盤パワーアップ事業として再編いたしました小杉大豆・麦乾燥調製施設が 5 月に竣工し、貯留ビンを併設したことにより大幅に処理能力を増強しております。今後は高温耐性品種への作付け転換を視野に入れ、さらなる活用を目指して地域に農業に貢献できるよう努めてまいります。

経営面におきましては特に信用・共済事業の事業環境が厳しく、損益につきましては大変厳しい結果となりました。

◇ 信用事業

長く続いたデフレからインフレへのシフトが進み、物価や賃金を巡る環境が大きく変わり続けています。こうした動きを受けて、日本銀行はマイナス金利を解除するとともに追加利上げを実施し、「金利のある世界」への移行が更に進むと考えられます。

このような状況の中で当 JA は、農業・地域を基盤とする金融機関としての取り組みを進めてまいりました。

貯金では、組合員・利用者のライフスタイルの変化も踏まえ、インターネット・キャッシュレス・通帳レス化への対応（JA バンクアプリ・インターネットバンキング）、年金相談会の開催（毎月開催）等に取り組みしました。

貯金残高は、個人貯金等の減少もあり計画額 1,388 億 40 百万円に対し 1,359 億 13 百万円（計画対比 97.8%）となりました。

貸出金では、休日のローン相談会（ローンセンターを毎週日曜日営業）や、住宅ローンの紹介情報を得るためのPR活動等に継続して取り組みました。

貸出金残高は農林中央金庫に対する劣後ローンが繰り上げ償還されたことなどにより、計画額 293 億 50 百万円に対し 272 億 4 百万円（計画対比 92.6%）となりました。

◇ 共済事業

3Q 訪問とあんしんチェックを通じた「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の万全な保障提供を通じて総力を挙げて取り組んだ結果、多くの組合員・利用者の皆様の感謝を頂きました。引き続き能登半島地震での査定活動の経験を活かした事業展開を図ります。

新契約実績につきましては、以下の通りとなりました。

<新契約高>

満期（終身）共済金額合計	222,819 万円
保障共済金額合計	1,027,070 万円
新規共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	11,162 人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	836 人
年金共済	74 人

一方で、共済の保有高等については、以下のとおりとなりました。

<保有高等>

満期（終身）共済金額合計	5,019,543 万円（対前年比	96.4%）
保障共済金額合計	23,958,400 万円（対前年比	97.5%）
医療系共済 入院共済金額合計	3,804 万円（対前年比	96.1%）
医療系共済 一時金額合計	32,043 万円	
介護系共済 介護共済金額合計	395,305 万円（対前年比	106.3%）
年金共済 年金年額	272,428 万円（対前年比	97.1%）
自動車共済 共済掛金合計	45,355 万円（対前年比	102.6%）
共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	48,882 人	
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	24,271 人	
年金共済	4,399 人	

◇ 購買事業

生産資材については、主体となる肥料・農薬等の早期仕入や事前予約の徹底等に取り組み、農業機械はキャンペーンや展示会を開催し、TAC（営農指導員）と連携してスマート農業などの提案を行った結果、計画額 13 億 93 百万円に対して供給実績額 14 億 12 百万円（計画対比 101.3%）で計画を上回りました。

生活物資については、計画額 14 億 89 百万円に対して供給実績額 15 億 65 百万円（計画対比 105.1%）となりました。

購買事業全体では、計画額 28 億 82 百万円に対して供給実績額 29 億 77 百万円（計画対比 103.3%）となりました。

◇ 販売事業

令和6年産米については、113,890.0俵(60kg)の出荷契約に対し、集荷実績は84,485.0俵(60kg)で、出荷契約対比74.1%となりました。

園芸振興の取り組みでは、重点作物「えだまめ」において、県内外の市場に加え中京圏への販売も好評でした。また、白ねぎ・小松菜・キャベツ等も県内外の市場等へ出荷しています。

◇ その他事業

持続可能な農業生産のため、管内のもみ殻を原料に使った土壌改良資材『シリカエールプラス』の散布や緑肥作物による活力ある土づくりを推進しました。

また、地産地消に取り組むことで健全な食生活ができるように、国産品の大切さを伝え食の安全・安心を推し進めるとともに、次世代を担う子供達の農業体験を通じた食育活動、ほっとサロンなどの活動における高齢者福祉の助け合い活動、組合員の健康管理のため日帰り人間ドックの受診を勧めるなど『食』『農』『暮らし』を基軸とした活動に取り組んでいます。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、射水市(一部高岡市を含む)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業やくらしの助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

水稻では生産者自らが生育状況を調査・把握し、適正な管理を実施する「米品質向上プロジェクト」により高品質な富山米「富富富」の品質・収量向上につなげています。

営農組織の法人化に伴い、担い手組織の経営複合化と管内園芸作物の振興を図るため、「えだまめ」においては、選別設備を整備するとともに野菜集出荷施設を拠点施設として荷受・調整・出荷に努めています。また、施設の活用として、キャベツの集荷やブロッコリーの予冷にも一役を担っています。出荷先は、首都圏・中京圏市場やJA直営直売所「村の駅菜っちゃん 太閤山店・新湊店」やインショップ、食品卸業者と連携することにより販路の拡大に努める一方、学校給食でも食材の提供を栄養士と協議し、地産地消の観点から食材の供給にも力を注いでいます。

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動の実践
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の生産指導
- ・JA直売所「菜っちゃん」をはじめ、インショップ、学校給食による地産地消促進
- ・小学生を対象とした「チャレンジ農業体験 2024」の開催

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、135,913 百万円（うち定期積金の残高は 1,219 百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	111,336 百万円
そ の 他	24,576 百万円
合 計	135,913 百万円

◇ 地域への資金供給の状況

（１）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、27,204 百万円となっております。JA は地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	22,986 百万円
地 方 公 共 団 体	3,053 百万円
そ の 他	1,163 百万円
合 計	27,204 百万円

（２）制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA 等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの３タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（１）文化的・社会的貢献に関する事項

当JAでは地域社会とのつながりを深め、文化的・社会的に貢献するため次のような活動に取り組んでいます。

- 小・中学校において米飯学校給食の充実と地産地消による地元農産物の消費拡大を図るための支援を行っています。
- 地域行事等各種イベントに積極的に参加することにより皆様とのふれあいを大切にしています。
- J A女性部は高齢者福祉活動として「さわやかホットサロン」を開催しています。
- 年金相談会や税理士による税務相談会を行っています。
- 児童・生徒の書写教育に貢献することを目的として「書道コンクール」を開催しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会ではパークゴルフ大会をはじめとした催事を通し会員相互の親睦を深めています。また、助け合い組織「いみずの」ではJ A女性部と連携し福祉活動に取り組んでいます。

(3) 情報提供活動

広報誌「いみず野」の発行や営農情報の流布に加え、ラインやインスタグラムによる各種イベント情報の案内やインターネットによっても各種情報をお伝えしています。

◇地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み、担い手経営体や農業者等のニーズを把握しサービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、農業経営アドバイザー2人、J Aバンク農業金融プランナーを5人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門が連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与を提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

(5) 農山村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山村等地域への貢献

射水市が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の構成員として、プラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、J Aバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランス

を重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業

の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当ＪＡでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

- １．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
- ２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和6年3月26日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営体制〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行

うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融共済部貯金為替課

電話番号／0766-52-0117

・共済事業

金融共済部共済業務課

電話番号／0120-621-308

・その他

企画管理部総務課

電話番号／0766-52-0023

受付時間／いずれの窓口も、月～金曜日(祝祭日を除く)、午前9時～午後5時

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

いみず野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

いみず野農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的方針

いみず野農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
- （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- （3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

いみず野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当ＪＡでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当ＪＡの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

当ＪＡは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

本誌12ページに掲載の【金融ＡＤＲ制度への対応「苦情処理措置の内容」及び「紛争解決措置の内容」】をご覧ください。

◇ 内部監査体制等

当ＪＡでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

監査期間	監査内容等	監査従事人員数		
		監事	内部 監査員	計
R6. 3/18～4/5	令和5年度末決算監事監査	48	22	70
R6. 5/28～6/13	令和6年度上期無通告内部監査		41	41
R6. 5/24～6/28	令和6年度上期随時監事監査	7		7
R6. 7/23～8/9	令和6年度上期内部監査		43	43
R6. 8/29～8/30	令和6年度上期棚卸立会	6	6	12
R6. 8/14～10/3	令和6年度上期監事監査	41	16	57
R6. 11/29～12/18	令和6年度下期随時監事監査	5		5
R6. 10/23～12/5	令和6年度下期無通告内部監査		38	38
R6. 12/19～12/20	令和5年産ＪＡ直売米内部監査		3	3
R7. 1/21～2/13	令和6年度下期内部監査		42	42
R7. 2/28	令和6年度下期棚卸（決算）立会	7	3	10
監査延べ人数		114	214	328

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年２月末における自己資本比率は、17.13%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	いみず野農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,683 百万円(前年度 1,697 百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という２段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌 24 ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌 25 ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国の J Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 25 ページから 28 ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 29 ページをご覧ください。

〔経済事業〕

◇ 購買事業

組合員や地域住民のみなさまへ農業生産に必要な肥料・農薬、農機具、生産資材をはじめ生活に必要な物資の供給を行っています。

◇ 営農販売事業

地域で生産された米、大豆、野菜、果実、花卉、畜産物などの農産物の共同出荷をお手伝いしています。

◇ 指導事業

農業振興や地域の方々のお役に立つために営農指導、生活文化・教育情報活動など様々な活動を実施しております。

〔その他の事業〕

農業生産の協同化を進めるため水稻育苗施設やカントリーエレベーターなど生産施設の運営、さらに冠婚葬祭・農産物直売直食等生活関連事業を通して地域社会への貢献に努めております。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【主な貯金商品】

種 類		し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)		いつでも預入・引出ができます。給与・年金等の自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1 円以上
普 通 貯 金 無 利 息 型 (決 済 用)		利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1 円以上
貯 蓄 貯 金		お預け入れ残高に応じて、4 段階の金利が設定されています。普通貯金と同様にいつでも預入・引出ができますが、給与・年金等の自動受取や、公共料金等の自動支払にはご利用いただけません。	出し入れ自由	1 円以上
ス ー パ ー 定 期 貯		お預け入れは 1 円からという手軽な定期貯金です。お預け入れ期間 3 年以上の場合は有利な半年複利（個人の方のみ）も選択できます。	1 ヶ月以上 10 年以内	1 円以上
大 口 定 期 貯 金		1,000 万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1 ヶ月以上 10 年以内	1,000 万円 以上
期 日 指 定 定 期 貯 金		お利息が 1 年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから 1 年たてば任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払い出しができます。	最長 3 年	1 円以上 300 万円未満
変 動 金 利 型 定 期 貯 金		市場金利に応じて 6 ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1 年・2 年・ 3 年	1 円以上
据 置 定 期 貯 金		6 か月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長 5 年	1 円以上 1,000 万円未満
定 期 積 金		毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 10 年以内	1 回 1,000 円 以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3 年以上	1 回 1 円以上
	財 形 年 金 貯 金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60 才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅と合せて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上
	財 形 住 宅 貯 金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。

※ 上記商品例は生活資金の例ではございますが、その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。また、当JAホームページでも取扱商品をご紹介しますどうぞご覧ください。

<http://www.ja-imizuno.or.jp/jabank/>

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、貯金の入出金・残高照会等が、当JAの本支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等に設置のATM（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATM）でご利用できます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットマークのある加盟店なら、全国どこでも当JAのキャッシュカードを利用してお買い物などの代金支払いができるサービスです。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	給与、国民年金・厚生年金等の公的年金や配当金などが、お客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれる便利なサービスです。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消されます。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	お客様の口座から毎月ご指定日に一定額の振込を、JA本支店・他金融機関のご指定口座へ送金します。お子様への仕送りや家賃、駐車料などの振込に便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	販売代金、賃貸料、会費などを、当JA各支店の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などの代金お支払いにご利用いただけます。
J A バ ン ク ア プ リ	お客様のスマートフォンからアプリを利用して、貯金残高や入出金明細が確認できるサービスです。
インターネットバンキング	お客様のインターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンを通じて、貯金残高・入出金明細の照会や振込・振替、税金・各種料金の払込、定期貯金、ローン繰上返済などの各種サービスがご利用いただけます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（令和7年3月3日現在）には、消費税等（10％）が含まれています。

項目			金額		備考
為替	振込	取引金額	5万円未満	5万円以上	
		A T M	当 J A 同一店舗内	無料	
			当 J A 本支店宛	無料	
			他（県内・県外）JA宛	220円	440円
			他行宛	440円	660円
		窓 口	当 J A 同一店舗内	110円	220円
			当 J A 本支店宛	220円	440円
			他行（他JA含）宛	660円	770円
			他行文書（他 J A 含）	660円	880円
	代金取立	普通扱い		660円	
		至急扱い・個別取立		660円	
	その他	振込組戻し		660円	
		代金取立て組戻し		660円	
		不渡手形返却		660円	
振替	サービス契約料（月）1件		55円		
	定時自動送金	取引金額	5万円未満	5万円以上	
		振込手数料	当JA同一店舗	無料	
			当JA本支店	無料	
			他行（他JA含）	440円	660円
	口座振替	1件		110円	
		1件（データー持込の場合）		55円	
	口座振替（農業団体）	1件		33円	
		1件（データー持込の場合）		11円	
貯金取引	発行手数料	残高証明書	都度発行	220円	
			定期発行	220円	
		保証小切手発行		550円	JAの都合による発行を除く
		当座性入金帳（50部）		1,650円	
		取引明細発行（1枚につき）		110円	
	再発行手数料	貯金証書・通帳		1,100円	
		ICキャッシュカード		1,100円	
		JAカード		1,100円	
		他各種カード		1,100円	
	未利用口座管理手数料		1,320円		2021年10月1日以降に新規に開設した口座

項目			金額		備考
両替等	①両替 ②出金（金種指定） ③大量硬貨入金	～50枚まで	無料		・ 同一日に繰返しご依頼された場合は、1回とみなし手数料をご負担頂きます。 ・ 両替のお取扱い枚数は、お客様がお受取りになられる枚数、またはお客様がご持参される枚数のいずれか多い方とさせていただきます。 ・ 募金・義援金のご入金に関しては無料となります。
		51～100枚まで	330円		
		101～300枚まで	550円		
		301～1000枚まで	1,100円		
		1001枚～	以降1000枚毎に1,100円加算		
手形・小切手	小切手帳（50枚）		2,200円		
	約束手形用紙（50枚）		2,200円		
	マル専口座取扱（割賦販売通知書）		3,300円		
	マル専手形用紙（1枚）		550円		
個人ネットバンク	月額使用料		無料		
	振込	取引金額	5万円未満	5万円以上	
		当 J A 同一店舗内	無料		
		当 J A 本支店宛	無料		
		県内JA宛	無料		
		県外JA宛	220円	330円	
		他行宛	220円	440円	
法人ネットバンク	月額使用料（基本サービス+伝送サービス）		1,100		
	振込 総合振込 データー伝送 ファイル伝送	取引金額	5万円未満	5万円以上	総合振込の振込手数料はデーター伝送、ファイル伝送とも同金額となります
		当 J A 同一店舗内	無料		
		当 J A 本支店宛	無料		
		県内JA宛	220円	330円	
		県外 J A ・ 他行宛	440円	660円	

参考) A T M手数料

使用する ＡＴＭコーナー	取引種類	平日		土曜日		日曜日・祝日		備 考
ＪＡいみず野	お預入れ お支払い	8:00 ～ 21:00	無料	8:00 ～ 21:00	無料	8:00 ～ 21:00	無料	
県内他ＪＡ	お預入れ お支払い	8:00 ～ 21:00	無料	8:00 ～ 21:00	無料	8:00 ～ 21:00	無料	ＡＴＭの機械によっては、21：00まで稼働していない場合があります。
県外他ＪＡ	お預入れ お支払い	8:00 ～ 21:00	無料	9:00 ～ 17:00	無料	9:00 ～ 17:00	無料	
農 漁 協	お支払い	8:00 ～ 21:00	無料	9:00 ～ 17:00	無料	9:00 ～ 17:00	無料	
イータウン (共同設置)	お支払い	9:00 ～ 18:00 18:00 ～ 21:00	無料 110円	9:00 ～ 14:00 14:00 ～ 21:00	無料 110円	9:00 ～ 21:00	110円	
ｱﾙﾌﾞﾗﾞﾞ小杉 (共同設置)	お支払い	9:00 ～ 18:00 18:00 ～ 20:00	無料 110円	9:00 ～ 14:00 14:00 ～ 20:00	無料 110円	9:00 ～ 20:00	110円	ＡＴＭが設置されている店舗（施設）の営業時間以外の時間帯はご利用できません。
ゆうちょ銀行 (※)	お支払い	8:00 ～ 8:45	220円	8:00 ～ 9:00	220円	8:00 ～ 21:00	220円	※優遇プログラム対象ＡＴＭ
		8:45 ～ 18:00	110円	9:00 ～ 14:00	110円			
		18:00 ～ 21:00	220円	14:00 ～ 21:00	220円			
	お預入れ	8:00 ～ 21:00	110円	8:00 ～ 21:00	110円	8:00 ～ 21:00	110円	
セブン銀行 (※)	お預入れ お支払い	8:00 ～ 8:45	220円	8:00 ～ 21:00	220円	8:00 ～ 21:00	220円	
ローソン銀行 (※)		8:45 ～ 18:00	110円					
イーネット (※)		18:00 ～ 21:00	220円					
三菱ＵＦＪ銀行	お支払い	8:45 ～ 18:00	無料	9:00 ～ 14:00	110円	110円		稼働時間はＡＴＭにより異なります。 また、ＡＴＭ稼働時間であってもＪＡバンクのキャッシュカードがご利用できない場合がございます。 詳しくは、ご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。
上記以外のその他時間帯				110円				
その他 (ＭＩＣＳ提携)	お支払い	8:45 ～ 18:00	110円	9:00 ～ 14:00	220円	220円		ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。 詳しくはご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。
上記以外のその他時間帯				220円				
ＪＡのＡＴＭで キャッシング	お支払い	8:00 ～ 8:45	110円	9:00 ～ 14:00	無料	9:00 ～ 17:00	110円	ＪＡカード（クレジットカード）でキャッシングした場合の手数料です。
		8:45 ～ 18:00	無料	14:00 ～ 17:00	110円			
		18:00 ～ 21:00	110円					

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万ー保障です。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまな「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障するプランです。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症と診断されたときや、認知症の前段階の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障するプランです。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、長引く治療や療養の経済的負担に備えるプランです。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
定期生命共済・ 定期生命共済（通減期間設定型） 【みちびき】	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な掛金で保障を準備することも可能です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済	農業に関する幅広い損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済 【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、共済掛金の割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※ この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	5年度	6年度		5年度	6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	135,877,340	131,384,781	1. 信用事業負債	138,803,451	136,515,346
(1) 現金	556,277	657,062	(1) 貯金	138,147,720	135,913,357
(2) 預金	96,238,037	92,074,840	(2) その他の信用事業負債	655,731	601,988
系統預金	96,237,947	92,074,732	未払費用	39,638	56,252
系統外預金	89	108	その他の負債	616,093	545,736
(3) 有価証券	9,463,421	10,789,111	2. 共済事業負債	445,417	397,955
国債	8,063,443	8,439,248	(1) 共済資金	250,254	205,128
地方債	1,399,978	2,349,862	(2) 未経過共済付加収入	194,277	192,038
(4) 貸出金	29,042,425	27,204,762	(3) その他の共済事業負債	885	788
(5) その他の信用事業資産	599,041	664,744	3. 経済事業負債	146,973	135,327
未収収益	512,597	608,840	(1) 経済事業未払金	138,701	129,585
その他の資産	86,444	55,904	(2) 経済受託債務	8,270	5,739
(6) 貸倒引当金	▲ 21,863	▲ 5,740	(3) その他の経済事業負債	2	2
2. 共済事業資産	2,102	2,099	4. 雑負債	188,789	153,746
3. 経済事業資産	1,463,002	1,441,200	(1) 未払法人税等	30,483	20,316
(1) 受取手形	1,850	2,200	(2) その他の負債	158,306	133,430
(2) 経済事業未収金	197,967	195,412	5. 諸引当金	480,039	498,302
(3) 経済受託債権	750,571	717,259	(1) 賞与引当金	51,031	51,813
(4) 棚卸資産	504,817	514,826	(2) 退職給付引当金	405,352	417,280
購買品	504,674	514,689	(3) 役員退職慰労引当金	23,656	29,209
販売品	143	137	負債の部合計	140,064,672	137,700,678
(5) その他の経済事業資産	12,446	11,682	(純資産の部)		
(6) 貸倒引当金	▲ 4,650	▲ 179	1. 組合員資本	10,019,477	9,962,551
4. 雑資産	185,964	202,609	(1) 出資金	1,697,920	1,683,434
5. 固定資産	3,656,900	3,690,099	(2) 資本準備金	40,499	40,499
(1) 有形固定資産	3,638,060	3,674,623	(3) 利益剰余金	8,313,003	8,277,761
建物	4,960,932	5,027,928	利益準備金	2,264,350	2,324,350
機械装置	2,626,953	2,733,666	その他利益剰余金	6,048,653	5,953,411
土地	1,411,019	1,411,019	リスク管理積立金	2,571,638	2,671,638
建設仮勘定	590	0	情報システム機能強化等積立金	299,340	300,000
その他の有形固定資産	1,176,002	1,171,342	税効果調整積立金	132,854	132,854
減価償却累計額	▲ 6,537,437	▲ 6,669,333	特別積立金	2,699,796	2,699,796
(2) 無形固定資産	18,839	15,476	当期未処分剰余金	345,024	149,122
6. 外部出資	7,946,062	9,465,092	(うち当期剰余金)	(237,946)	(48,817)
系統出資	7,807,168	9,326,168	(4) 処分未済持分	▲ 31,945	▲ 39,143
系統外出資	138,894	138,924	2. 評価・換算差額等	▲ 819,923	▲ 1,343,913
7. 繰延税金資産	132,854	133,433	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 819,923	▲ 1,343,913
資産の部合計	149,264,226	146,319,316	純資産の部合計	9,199,553	8,618,637
			負債及び純資産の部合計	149,264,226	146,319,316

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	5年度	6年度		5年度	6年度
1. 事業総利益	2,249,624	2,159,015	(9) 保管事業収益	42,019	42,518
事業収益	4,823,521	4,939,783	(10) 保管事業費用	516	575
事業費用	2,573,896	2,780,767	保管事業総利益	41,502	41,943
(1) 信用事業収益	899,915	937,248	(11) 利用事業収益	443,256	428,436
資金運用収益	819,256	895,124	(12) 利用事業費用	217,391	216,738
(うち預金利息)	(450,462)	(571,663)	利用事業総利益	225,865	211,698
(うち有価証券利息)	(63,727)	(78,157)	(13) その他事業収益	10,574	10,473
(うち貸出金利息)	(297,018)	(245,303)	(14) その他事業費用	337	387
(うちその他受入利息)	(8,048)	(0)	その他事業総利益	10,237	10,086
役務取引等収益	32,697	33,191	(15) 指導事業収入	27,416	35,161
その他事業直接収益	37,790	0	(16) 指導事業支出	64,229	69,373
その他経常収益	10,171	8,932	指導事業収支差額	▲ 36,813	▲ 34,212
(2) 信用事業費用	142,192	180,337	2. 事業管理費	2,086,165	2,116,903
資金調達費用	31,196	87,435	(1) 人件費	1,315,129	1,307,659
(うち貯金利息)	(28,484)	(85,015)	(2) 業務費	201,026	198,681
(うち給付補填備金繰入)	(747)	(359)	(3) 諸税負担金	51,963	51,413
(うちその他支払利息)	(1,964)	(2,061)	(4) 施設費	493,156	539,684
役務取引等費用	5,678	5,903	(5) その他事業管理費	24,888	19,464
その他事業直接費用	30,324	0	事業利益	163,458	42,112
その他経常費用	74,992	86,999	3. 事業外収益	136,041	43,198
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲24,900)	(▲16,122)	(1) 受取雑利息	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲50)		(2) 受取出資配当金	116,538	25,620
信用事業総利益	757,723	756,910	(3) 賃貸料	9,910	9,348
(3) 共済事業収益	466,545	453,997	(4) 雑収入	9,591	8,230
共済付加収入	435,695	425,258	4. 事業外費用	7,259	6,311
その他の収益	30,849	28,738	(1) 雑損失	7,259	6,311
(4) 共済事業費用	13,914	9,827	経常利益	292,240	79,000
共済推進費	3,183	67	5. 特別利益	2,284	223,929
その他の費用	10,730	9,759	(1) 固定資産処分益	2,284	129
共済事業総利益	452,631	444,169	(2) 一般補助金	-	223,800
(5) 購買事業収益	2,812,290	2,844,537	6. 特別損失	2,152	229,959
購買品供給高	2,581,069	2,631,046	(1) 固定資産処分損	2,152	2,251
購買手数料	79,267	73,350	(2) 固定資産圧縮損	-	223,800
修理サービス料	125,056	124,140	(3) 減損損失	-	3,907
その他の収益	26,896	16,000	税引前当期純利益	292,372	72,970
(6) 購買事業費用	2,200,697	2,306,104	7. 法人税・住民税及び事業税	53,902	24,731
購買品供給原価	2,135,348	2,246,526	8. 法人税等調整額	524	▲ 579
購買品供給費	9,872	11,496	法人税等合計	54,426	24,152
その他の費用	55,476	55,476	当期剰余金	237,946	48,817
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,211)	(2,306)	当期首繰越剰余金	106,553	100,304
購買事業総利益	611,592	538,432	税効果調整積立金取崩額	524	0
(7) 販売事業収益	273,538	330,976	当期末処分剰余金	345,024	149,122
販売品販売高	76,596	164,949			
販売手数料	132,344	107,413			
その他の収益	64,598	58,613			
(8) 販売事業費用	86,653	140,989			
販売品販売原価	47,642	109,417			
販売費	15,997	15,693			
その他の費用	23,013	15,878			
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,946)	(1,946)			
販売事業総利益	186,885	189,987			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	5年度	6年度		5年度	6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	292,372	72,970	その他の資産の純増(△)減	14,642	▲ 15,877
減価償却費	262,433	297,611	その他の負債の純増(△)減	▲ 85,093	▲ 2,680
減損損失	-	-	未払消費税等の増(△)減額	15,484	▲ 27,517
貸倒引当金の増減額(△は減少)	▲ 26,127	▲ 20,594	信用事業資金運用による収入	820,411	797,790
賞与引当金の増減額(△は減少)	▲ 609	782	信用事業資金調達による支出	▲ 33,671	▲ 71,420
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,634	11,927	事業の利用分量に対する配当金の支払額	▲ 47,515	▲ 67,470
その他引当金等の増減額(△は減少)	5,444	5,553	小 計	1,985,145	5,103,200
信用事業資金運用収益	▲ 818,247	▲ 894,033	雑利息及び出資配当金の受取額	116,538	25,620
信用事業資金調達費用	31,196	87,435	法人税等の支払額	▲ 38,343	▲ 34,898
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 116,538	▲ 25,620	事業活動によるキャッシュ・フロー	2,063,341	5,093,921
有価証券関係損益(△は益)	▲ 63,727	▲ 78,157	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益(△は益)	▲ 1,134	▲ 129	有価証券の取得による支出	▲ 1,899,672	▲ 1,848,589
その他固定資産関係損益(△は益)	1,002	2,051	有価証券の売却による収入	1,588,276	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の償還による収入	62,235	77,067
貸出金の純増(△)減	118,175	1,837,662	補助金等の受入による収入	-	223,800
預金の純増(△)減	2,999,981	5,500,000	固定資産の取得による支出	▲ 211,342	▲ 557,450
貯金の純増(△)減	▲ 1,242,637	▲ 2,234,362	固定資産の売却による収入	83,146	917
その他の信用事業資産の純増(△)減	▲ 35,946	30,540	外部出資による支出	▲ 130	▲ 1,519,030
その他の信用事業負債の純増(△)減	▲ 66,072	▲ 69,757	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 377,486	▲ 3,623,284
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
共済資金の純増(△)減	6,483	▲ 45,125	出資の増額による収入	25,708	38,286
未経過共済付加収入の純増(△)減	▲ 2,909	▲ 2,239	出資の払戻しによる支出	▲ 44,766	▲ 56,655
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の譲渡による収入	19,878	37,382
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	▲ 33,129	2,204	持分の取得による支出	▲ 22,256	▲ 35,516
経済受託債権の純増(△)減	62,183	33,312	出資配当金の支払額	▲ 8,397	▲ 16,545
棚卸資産の純増(△)減	▲ 26,012	▲ 10,008	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 29,835	▲ 33,048
支払手形及び経済事業未払金の純増(△)減	14,967	▲ 9,115	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,656,019	1,437,588
経済受託債務の純増(△)減	▲ 61,893	▲ 2,531	5. 現金及び現金同等物の期首残高	4,138,008	5,794,028
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,794,028	7,231,617

4. 注記表

(令和5年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（肥料・農薬）・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車）・・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品・・・・・・・・・・・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を

総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は、生産者が生産した農作物について、直接買い取って販売を行っているほか、無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を

行っています。

なお、精算が終了していない「JA 共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 132,854 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 26,514 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,131,194 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,081,099 千円
構築物	390,742 千円
機械装置	1,639,382 千円
車両運搬具	9,385 千円
器具備品	10,585 千円

(2) 担保に供している資産

預金 4,000,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 7,169 千円、危険債権額は 182,201 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,370千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の

売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,843千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計 上 額	時価	差額
預金	96,238,037	96,192,331	△45,705
有価証券			
満期保有目的の債券	2,398,131	2,448,150	50,018
その他有価証券	7,065,290	7,065,290	—
貸出金	29,042,425		
貸倒引当金	△21,863		
貸倒引当金控除後	29,020,561	29,204,538	183,976
資産計	134,722,020	134,910,309	188,288
貯金	138,147,720	137,942,600	△205,119
負債計	138,147,720	137,942,600	△205,119

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳

簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,946,062

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	96,238,037	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	2,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	7,900,000
貸出金	2,357,788	2,376,270	1,791,296	1,658,507	1,601,717	19,255,791
合計	98,595,825	2,376,270	1,791,296	1,658,507	1,601,717	29,555,791

※貸出金のうち、当座貸越 335,681 千円については「1 年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5 年超」に含めています。

※貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 1,053 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	109,175,120	13,704,964	9,807,329	1,904,412	3,495,605	60,288
合計	109,175,120	13,704,964	9,807,329	1,904,412	3,495,605	60,288

※貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	798,753	838,950	40,196
	地方債	1,199,978	1,218,090	18,111
	小計	1,998,731	2,057,040	58,308
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	199,400	191,180	△8,220
	地方債	200,000	199,930	△70
	小計	399,400	391,110	△8,290
合計		2,398,131	2,448,150	50,018

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	7,065,290	7,885,213	△819,923
合計		7,065,290	7,885,213	△819,923

上記の差額△819,923千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	1,595,260	37,790	△30,324
合計	1,595,260	37,790	△30,324

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	403,718 千円
退職給付費用	80,744 千円
退職給付の支払額	△25,256 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△53,853 千円
期末における退職給付引当金	<u>405,352 千円</u>

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,214,156 千円
特定退職金共済制度	△808,803 千円
未積立退職給付債務	<u>405,352 千円</u>
退職給付引当金	<u>405,352 千円</u>

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	80,744 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 14,832 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 135,264 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	14,085 千円
退職給付引当金	111,877 千円
J Aバンク支援積立金	17,558 千円
減損損失	14,197 千円
その他	14,349 千円
その他有価証券評価差額金	226,299 千円
繰延税金資産小計	398,365 千円
評価性引当額	△265,511 千円
繰延税金資産の合計	132,854 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.5%
住民税均等割等	0.9%
事業分量配当	△6.4%
評価性引当額の増減	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6%

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金及び決済用別段預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	96,794,314 千円
別段預金及び定期性預金	△91,000,286 千円
現金及び現金同等物	5,794,028 千円

(令和6年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品(肥料・農薬)・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(農機具製品、自動車)・・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外の購買品)・・・・売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品・・・・・・・・・・・・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債

権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する

る履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は、生産者が生産した農作物について、直接買い取って販売を行っているほか、無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA 共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託

債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

- ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 133,433 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 5,920 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,335,612 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,159,824 千円
構築物	391,839 千円
機械装置	1,765,357 千円
車両運搬具	8,005 千円
器具備品	10,585 千円

(2) 担保に供している資産

預金 4,000,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 810 千円、危険債権額は 156,821 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 157,631 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,118千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計 上 額	時価	差額
預金	92,074,840	91,858,732	△216,108
有価証券			
満期保有目的の債券	4,147,251	4,033,275	△113,976
其他有価証券	6,641,860	6,641,860	—
貸出金	27,204,762		
貸倒引当金	△5,740		
貸倒引当金控除後	27,199,022	26,970,007	△229,014
資産計	130,062,974	129,503,875	△559,099
貯金	135,913,357	135,205,033	△708,323
負債計	135,913,357	135,205,033	△708,323

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳

簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,465,092

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	92,074,840	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	500,000	3,650,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	8,000,000
貸出金	2,450,763	1,925,106	1,797,321	1,714,337	1,621,484	17,661,160
合計	94,525,604	1,925,106	1,797,321	1,714,337	2,121,484	29,311,160

※貸出金のうち、当座貸越 282,127 千円については「1 年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5 年超」に含めています。

※貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 34,589 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	104,531,980	8,466,078	15,768,598	2,789,191	4,214,799	142,709
合計	104,531,980	8,466,078	15,768,598	2,789,191	4,214,799	142,709

※貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	498,912	502,950	4,037
	地方債	200,000	200,090	90
	小計	698,912	703,040	4,127
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	1,298,476	1,243,940	△54,536
	地方債	2,149,862	2,086,295	△63,567
	小計	3,448,338	3,330,235	△118,103
合計		4,147,251	4,033,275	△113,976

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	6,641,860	7,985,773	△1,343,913
合計		6,641,860	7,985,773	△1,343,913

上記の差額△1,343,913千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	405,352 千円
退職給付費用	87,508 千円
退職給付の支払額	△21,913 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△53,667 千円
期末における退職給付引当金	417,280 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,248,336 千円
特定退職金共済制度	△831,055 千円
未積立退職給付債務	417,280 千円
退職給付引当金	417,280 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	87,508 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 14,698 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 118,316 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	14,301 千円
退職給付引当金	115,169 千円
J Aバンク支援積立金	17,746 千円
減損損失	14,027 千円
その他	13,032 千円
その他有価証券評価差額金	370,920 千円
繰延税金資産小計	545,195 千円
評価性引当額	△411,762 千円
繰延税金資産の合計	133,433 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.8%
住民税均等割等	3.7%
評価性引当額の増減	2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、その影響額は軽微です。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金及び決済用別段預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	92,731,903 千円
別段預金及び定期性預金	△85,500,286 千円
現金及び現金同等物	7,231,617 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	5年度	6年度
1. 当期末処分剰余金	345,024	149,122
2. 剰余金処分別	244,719	46,964
(1) 利益準備金	60,000	10,000
(2) 任意積立金	100,659	20,579
うちリスク管理積立金	100,000	20,000
うち情報システム機能強化等積立金	659	-
うち税効果調整積立金	-	579
(3) 出資配当金	16,589	16,385
(4) 事業分量配当	67,470	-
3. 次期繰越剰余金	100,304	102,158

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和4年度 0.5% 令和5年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和4年度 主食用米出荷数量に対し、1俵(60Kg)あたり500円(消費税は含まない)の割合。

令和5年度 主食用米出荷数量に対し、1俵(60Kg)あたり700円(消費税は含まない)の割合。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額	積立・取崩基準
リスク管理積立金	右記のリスク事由にかかる損失発生への填補に備え、JA経営の健全性を保つ。	4,389,579千円	1. 預り金の損失が発生したとき 2. 有価証券運用のリスク負担が生じたとき 3. 貸出金等(経済未収金を含む)及び外部出資等の不良債権の償却・引当が発生したとき 4. 固定資産の償却処分及び減損が生じたとき 5. 退職給付債権にかかる外部積立の減損が生じたとき 6. 米等の農畜産物(加工品を含む)販売業務にかかる偶発的な損失が生じたとき 7. その他(事務リスク等)農協経営に与える重大な損失が発生したとき
情報システム機能強化等積立金	今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担に備える。	300,000千円	1. 次期JASTEMシステム更改等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生したとき
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について、回収時まで剰余金処分を留保するための積立金。	133,433千円	1. 繰延税金資産の減少が生じたとき

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 20,000千円

令和5年度 20,000千円

令和6年度 20,000千円

6. 部門別損益計算書

(5年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,975,557	899,915	466,545	2,277,064	1,308,811	23,220	
事業費用	②	2,725,933	142,192	13,914	1,498,753	1,014,158	56,914	
事業総利益 (①-②)	③	2,249,624	757,723	452,631	778,310	294,652	▲ 33,694	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	2,086,165	556,165	439,857	699,059	294,675	96,407	
(うち人件費)	⑤	(262,433)	(39,078)	(26,188)	(176,621)	(16,153)	(4,391)	
	⑥	(1,315,129)	(337,443)	(294,785)	(371,300)	(232,946)	(78,654)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑦		211,687	149,949	30,237	20,829	11,320	▲ 424,024
(うち人件費)	⑧		(36,531)	(26,079)	(5,315)	(3,351)	(1,911)	(▲ 73,188)
	⑨		(18,089)	(12,955)	(2,503)	(1,754)	(963)	(▲ 36,265)
事業利益 (③-④)	⑩	163,458	201,557	12,774	79,251	▲ 23	▲ 130,101	
事業外収益	⑪	136,041	100,842	23,794	7,133	3,915	355	
うち共通分	⑫		7,954	5,618	1,314	737	355	▲ 15,980
事業外費用	⑬	7,259	3,171	2,229	664	988	205	
うち共通分	⑭		3,168	2,229	410	284	165	▲ 6,258
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	292,240	299,228	34,339	85,720	2,903	▲ 129,951	
特別利益	⑯	2,284	1,170	817	146	95	54	
うち共通分	⑰		1,170	817	146	95	54	▲ 2,284
特別損失	⑱	2,152	1,010	740	185	143	71	
うち共通分	⑲		1,010	740	185	143	71	▲ 2,152
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	292,372	299,388	34,416	85,681	2,855	▲ 129,968	
営農指導事業分配賦額	㉑		26,716	20,994	56,336	25,921	▲ 129,968	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	292,372	272,672	13,422	29,345	▲ 23,066		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	49.9%	35.4%	7.1%	4.9%	2.7%	100.0%
営農指導事業	20.6%	16.2%	43.4%	19.9%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	149,264,226	142,738,175	910,902	3,462,311	313,777	13,921	1,825,140
総資産(共通管理費配分後)※	149,264,226	143,649,468	1,556,272	3,592,443	403,391	62,652	
(うち固定資産)	(3,656,900)	(798,664)	(540,405)	(2,066,769)	(209,829)	(41,233)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(6年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,083,349	937,248	453,997	2,238,164	1,423,532	30,407	
事業費用	②	2,924,334	180,337	9,827	1,543,998	1,128,814	61,355	
事業総利益 (①-②)	③	2,159,015	756,910	444,169	694,165	294,717	▲ 30,947	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	2,116,903	554,405	399,022	750,615	315,053	97,805	
(うち人件費)	⑤	(297,611)	(50,372)	(22,569)	(203,699)	(17,017)	(3,952)	
	⑥	(1,307,659)	(322,152)	(264,986)	(391,614)	(247,830)	(81,075)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑦		213,626	138,085	26,183	22,682	10,005	▲ 410,582
(うち人件費)	⑧		(34,253)	(22,473)	(3,780)	(3,341)	(1,459)	(▲ 65,308)
	⑨		(18,366)	(11,823)	(2,180)	(1,915)	(905)	(▲ 35,191)
事業利益 (③-④)	⑩	42,112	202,505	45,147	▲ 56,450	▲ 20,336	▲ 128,753	
事業外収益	⑪	43,198	7,827	23,164	8,736	3,052	419	
うち共通分	⑫		7,781	4,988	1,207	742	305	▲ 15,024
事業外費用	⑬	6,311	3,149	2,020	545	405	189	
うち共通分	⑭		3,149	2,020	336	324	139	▲ 5,971
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	79,000	207,182	66,290	▲ 48,259	▲ 17,688	▲ 128,524	
特別利益	⑯	223,929	67	43	223,808	7	2	
うち共通分	⑰		67	43	8	7	2	▲ 129
特別損失	⑱	229,959	1,538	1,011	226,799	522	85	
うち共通分	⑲		1,538	1,011	274	177	85	▲ 3,088
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	72,970	205,712	65,322	▲ 51,251	▲ 18,204	▲ 128,607	
営農指導事業分配賦額	㉑		28,462	21,702	52,733	25,709	▲ 128,607	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	72,970	177,249	43,619	▲ 103,984	▲ 43,914		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	52.0%	33.6%	6.4%	5.5%	2.4%	100.0%
営農指導事業	22.1%	16.9%	41.0%	20.0%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	146,319,316	139,729,649	910,899	3,411,524	346,074	24,525	1,896,643
総資産(共通管理費配分後)※	150,794,849	144,895,277	1,705,411	3,700,112	414,644	79,403	
(うち固定資産)	(3,791,004)	(771,302)	(600,358)	(2,156,039)	(216,236)	(47,068)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月20日

いみず野農業協同組合
代表理事組合長 塚本 清

8. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経 常 収 益	5,530	5,487	4,871	4,975	5,083
信 用 事 業 収 益	995	977	894	899	937
共 済 事 業 収 益	551	542	508	466	453
農 業 関 連 事 業 収 益	2,188	2,207	2,087	2,277	2,238
生 活 そ の 他 事 業 収 益	1,757	1,733	1,351	1,308	1,423
経 常 利 益	301	327	239	292	79
当 期 剰 余 金	170	231	211	237	48
出 資 金	1,733	1,728	1,714	1,697	1,683
(出 資 口 数)	(1,733,999)	(1,728,010)	(1,714,942)	(1,697,920)	(1,683,434)
純 資 産 額	9,374	9,538	9,324	9,199	8,618
総 資 産 額	153,212	156,094	150,794	149,264	146,319
貯 金 等 残 高	142,011	144,621	139,390	138,147	135,913
貸 出 金 残 高	29,175	28,923	29,160	29,042	27,204
有 価 証 券 残 高	6,432	6,985	9,237	9,463	10,789
剰 余 金 配 当 金 額	23	21	55	84	16
出 資 配 当 額	8	8	8	16	16
事 業 利 用 分 量 配 当 額	14	12	47	67	-
職 員 数	232	228	222	218	210
単 体 自 己 資 本 比 率	15.66%	16.00%	16.63%	16.98%	17.13%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	5年度	6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	788	807	19
役 務 取 引 等 収 支	27	27	0
そ の 他 信 用 事 業 収 支	▲ 57	▲ 78	▲ 21
信 用 事 業 粗 利 益	822	834	12
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	(0.60)	(0.61)	(0.01)
事 業 粗 利 益	2,397	2,233	▲ 164
(事 業 粗 利 益 率)	(1.50)	(1.44)	(▲ 0.06)
事 業 純 益	311	122	
実 質 事 業 純 益	311	116	
コ ア 事 業 純 益	304	116	
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益除く。)	304	116	

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)

4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費

5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 事業粗利益＝事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

8. 事業純益＝事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額

9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

10. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益

11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	5年度			6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	135,828	819	0.60%	134,487	895	0.67%
うち 預 金	97,094	450	0.46%	95,108	571	0.60%
うち 有 価 証 券	9,763	63	0.65%	11,251	78	0.69%
うち 貸 出 金	28,970	297	1.03%	28,134	245	0.87%
資 金 調 達 勘 定	138,997	31	0.02%	138,187	87	0.06%
うち 貯 金・定期 積 金	138,793	29	0.02%	138,207	85	0.06%
うち 借 入 金	-	-	-	-	-	-
総 資 金 利 ざ や	-		0.18%	-		0.20%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目		5年度増減額	6年度増減額
受	取 利 息	▲ 31	75
	う ち 預 金	▲ 43	113
	う ち 有 価 証 券	13	14
	う ち 貸 出 金	▲ 1	▲ 51
支	払 利 息	▲ 11	56
	うち貯金・定期積金	▲ 11	56
	うち譲渡性貯金	-	-
	う ち 借 入 金	-	-
差 引		▲ 19	19

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位: 百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	53,298	38.4%	57,578	41.7%	4,280
定 期 性 貯 金	85,443	61.6%	80,548	58.3%	▲ 4,895
そ の 他 の 貯 金	51	0.0%	60	0.0%	9
計	138,793	100.0%	138,187	100.0%	▲ 606
譲 渡 性 貯 金	-	***	-	***	-
合 計	138,793	100.0%	138,187	100.0%	▲ 606

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位: 百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	80,763	100.00%	76,213	100.00%	▲ 4,550
うち 固 定 金 利 定 期	80,697	99.92%	76,145	99.91%	▲ 4,552
うち 変 動 金 利 定 期	65	0.08%	67	0.09%	2

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
手 形 貸 付	-	-	-
証 書 貸 付	28,655	27,825	▲ 830
当 座 貸 越	314	300	▲ 14
割 引 手 形	-	-	-
合 計	28,970	28,126	▲ 844

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	26,780	92.2%	26,400	97.0%	▲ 380
変 動 金 利 貸 出	2,261	7.8%	804	3.0%	▲ 1,457
合 計	29,042	100.0%	27,204	100.0%	▲ 1,838

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
貯金・定期積金等	581	546	▲ 35
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	180	83	▲ 97
その他担保物	94	89	▲ 5
小 計	855	719	▲ 136
農業信用基金協会保証	14,380	14,556	176
その他保証	6,049	6,009	▲ 40
小 計	20,429	20,565	136
信用	7,757	5,919	▲ 1,838
合 計	29,042	27,204	▲ 1,838

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設備資金	21,296	73.3%	21,440	78.8%	144
運転資金	7,746	26.7%	5,764	21.2%	▲ 1,982
合 計	29,042	100.0%	27,204	100.0%	▲ 1,838

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農業	606	2.1%	549	2.0%	▲ 57
林業	20	0.1%	20	0.1%	0
水産業	28	0.1%	27	0.1%	▲ 1
製造業	2,914	10.0%	2,972	10.9%	58
鉱業	417	1.4%	390	1.4%	▲ 27
建設・不動産業	2,801	9.6%	2,879	10.6%	78
電気・ガス・熱供給水道業	338	1.2%	353	1.3%	15
運輸・通信業	1,458	5.0%	1,421	5.2%	▲ 37
金融・保険業	1,573	5.4%	303	1.1%	▲ 1,270
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,296	14.8%	4,279	15.7%	▲ 17
地方公共団体	3,296	11.3%	3,053	11.2%	▲ 243
非営利法人	-	***	-	***	-
その他	11,295	38.9%	10,958	40.3%	▲ 337
合 計	29,042	100.0%	27,204	100.0%	▲ 1,838

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
農 業	588	496	▲ 92
耕 作	221	167	▲ 54
野 菜 ・ 園 芸	-	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	2	1	▲ 1
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	36	33	▲ 3
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	327	293	▲ 34
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	588	496	▲ 92

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	516	422	▲ 94
農 業 制 度 資 金	71	74	3
農 業 近 代 化 資 金	65	69	4
そ の 他 制 度 資 金	6	5	▲ 1
合 計	588	496	▲ 92

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	7	1	1	4	7
	6年度	0	0	0	0	0
危険債権	5年度	182	100	69	10	180
	6年度	156	16	131	-	147
要管理債権	5年度	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	5年度	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	5年度	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-
小計	5年度	189				
	6年度	157				
正常債権	5年度	28,893				
	6年度	27,064				
合計	5年度	29,083				
	6年度	27,222				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	5年度					6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6	6	-	6	6	6	0	-	6	0
個別貸倒引当金	45	19	4	41	19	19	5	-	19	5
合 計	52	26	4	48	26	26	5	-	26	5

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	5年度	6年度
貸 出 金 償 却 額	0	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		5年度		6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	21,808	138,747	24,445	139,648
	金 額	18,075	34,375	22,105	39,512
代 金 取 立 為 替	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑 為 替	件 数	922	799	958	894
	金 額	106	91	107	109
合 計	件 数	22,730	139,546	25,403	140,542
	金 額	18,181	34,467	22,213	39,622

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
国 債	8,772	9,433	661
地 方 債	990	1,817	827
合 計	9,763	11,251	1,488

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
5年度								
国 債	-	-	-	-	-	8,063	-	8,063
地 方 債	-	-	-	499	900	-	-	1,399
6年度								
国 債	-	-	-	-	600	9,200	-	9,800
地 方 債	-	-	500	-	1,650	200	-	2,350

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種 類	5年度			6年度		
		貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるも の	国 債	798	838	40	498	502	4
	地 方 債	1,199	1,218	18	200	200	0
	小 計	1,998	2,057	58	698	703	4
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国 債	199	191	▲ 8	1,298	1,243	▲ 54
	地 方 債	200	199	0	2,149	2,086	▲ 63
	小 計	399	391	▲ 8	3,448	3,330	▲ 118
合 計		2,398	2,448	50	4,147	4,033	▲ 113

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種 類	5年度			6年度		
		貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却 原価	差 額	貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却 原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えないも の	国 債	7,065	7,885	▲ 819	6,641	7,985	▲ 1,343
合 計		7,065	7,885	▲ 819	6,641	7,985	▲ 1,343

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類		5年度		6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	1,502	76,287	1,576	73,746
	定期生命共済	469	1,922	286	2,155
	養老生命共済	176	12,834	137	10,815
	うちこども共済	174	6,597	109	6,180
	医療共済	5	1,127	5	1,076
	がん共済	-	140	-	132
	定期医療共済	-	629	-	591
	介護共済	267	2,405	232	2,563
	年金共済	-	5	-	5
	建物更生共済	8,045	150,127	8,034	148,498
合 計		10,465	245,479	10,270	239,584

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類		5年度		6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		0	28	0	26
		56	295	23	320
が ん 共 済		0	10	0	10
定 期 医 療 共 済		-	1	-	1
合 計		0	39	0	38
		56	295	23	320

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類		5年度		6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		383	3,716	336	3,953
認 知 症 共 済		57	226	18	231
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		231	1,265	159	139
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		17	184	19	188
特 定 重 度 疾 病 共 済		106	656	52	688

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	5年度		6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	60	2,254	30	2,175
年 金 開 始 後	—	550	—	548
合 計	60	2,804	30	2,724

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	5年度		6年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	31,722	27	30,479	25
自 動 車 共 済		425		446
傷 害 共 済	46,731	2	37,536	2
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		30		29
合 計		486		503

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

種 類		5年度	6年度
生産資材	肥料	448	366
	農薬	337	342
	農機具	480	493
	飼料	29	26
	生産雑資材	190	181
	計	1,486	1,412
生活物資	米	90	121
	食料品	85	82
	酒・塩・タバコ	14	14
	衣料品・装飾品	5	5
	日用品	19	17
	燃料	107	106
	油類	388	426
	自動車	492	571
	その他耐久資材	257	221
計		1,462	1,565
合 計		2,949	2,977

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類		5年度	6年度
農産物	米	2,012	2,425
	麦	74	65
	豆類・雑穀	160	72
	野菜	292	282
	果実	28	28
	花卉・花木	17	17
畜産物		92	91
合 計		2,678	2,984

(3) 買取販売品取扱実績

種 類		5年度	6年度
豆類・雑穀		70	147
野菜		5	17
合 計		76	164

4. 指導事業

(単位:百万円)

項 目		5年度	6年度
収入	指導事業補助金	22	28
	実費収入	5	6
	計	27	35
支出	営農改善費	52	57
	生活文化事業費	5	6
	教育情報費	5	5
	計	64	69

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	5年度	6年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20%	0.05%	▲0.15%
資 本 経 常 利 益 率	2.97%	0.79%	▲2.18%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.16%	0.03%	▲0.13%
資 本 当 期 純 利 益 率	2.42%	0.48%	▲1.94%

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		5年度	6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	21.02%	20.01%	▲1.01%
	期 中 平 均	20.87%	20.35%	▲0.52%
貯 証 率	期 末	6.85%	7.93%	1.08%
	期 中 平 均	7.03%	5.17%	▲1.86%

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,935	9,946
うち、出資金及び資本準備金の額	1,738	1,683
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	8,313	8,277
うち、外部流出予定額 (△)	△84	△16
うち、上記以外に該当するものの額	△31	△39
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	588
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	588
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,941	9,946
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	15
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	15
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	18	15
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	9,923	9,931
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,121	53,749
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,293	4,202
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	58,414	57,952
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.98%	17.13%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		5年度			6年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポ ージャーの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ージャーの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	556	-	-	657	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,902	-	-	9,805	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	4,703	-	-	5,411	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	300	60	2	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業 者向け	96,238	19,247	769	92,095	18,419	736
	法人等向け	1,184	1,138	45	940	885	35
	中小企業等向け及び個人向け	1,466	634	25	1,549	656	26
	抵当権付住宅ローン	5,864	2,021	80	5,746	1,982	79
	不動産取得等事業向け	597	515	20	643	566	22
	三月以上延滞等	6	1	0	1	1	0
	取立未済手形	13	2	0	17	3	0
	信用保証協会等保証付	14,502	1,436	57	14,681	1,454	58
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	334	334	13	334	334	13
	(うち出資等のエクスポージャー)	334	334	13	334	334	13
	(うち重要な出資のエクスポ ージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	15,419	28,728	1,149	15,768	29,445	1,177
	(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象資本調達手段 等に係るエクスポージャー)	8,908	22,271	890	9,130	22,826	913
	(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー)	132	332	13	133	333	13
	(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,378	6,124	244	6,503	6,284	251
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-

再証券化	-	-	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	150,091	54,121	2,164	147,653	53,749	2,149
CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	150,091	54,121	2,164	147,653	53,749	2,149
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	4,293	171	4,202	168		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	58,414	2,336	57,952	2,318		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			5年度				6年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業		445	440	-	-	380	375	-	-
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業		2	2	-	-	2	2	-	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業		926	926	-	-	459	459	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		0	-	-	-	0	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業		1	-	-	-	1	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業		105,268	1,296	-	-	101,346	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		1,185	978	-	-	1,058	851	-	-
	日本国政府・地方公共団体		13,606	3,301	10,305	-	15,217	3,058	12,159	-
	上 記 以 外		0	-	-	-	30	30	-	-
業 種 別 残 高 計			150,091	29,083	10,305	6	147,653	27,222	12,159	1
個人	1 年 以 下		96,587	348	-		92,526	431	-	
	1 年 超 3 年 以 下		1,086	1,086	-		627	627	-	
	3 年 超 5 年 以 下		1,172	1,172	-		1,808	1,307	501	
	5 年 超 7 年 以 下		1,562	1,061	501		836	836	-	
	7 年 超 1 0 年 以 下		3,113	2,212	900		4,497	2,244	2,253	
	1 0 年 超		31,658	22,756	8,902		30,576	21,172	9,404	
	期 限 の 定 め の な い も の		14,910	446	-		16,779	603	-	
残 存 期 間 別 合 計			150,091	29,083	10,305		147,653	27,222	12,159	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	5年度					6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	6	6	-	6	6	6	0	-	6	0
個 別 貸 倒 引 当 金	45	19	4	41	19	19	5	-	19	5

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分			5年度						6年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出 金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用			その他									
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	45	19	-	41	19	0	19	5	-	19	5	0	0	
業 種 別 計	45	19	4	41	19	0	19	5	-	19	5	0	0	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

		5年度			6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	14,885	14,885	-	16,610	16,610
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	14,363	14,363	-	14,545	14,545
	リスク・ウェイト 20%	-	96,749	96,749	-	92,347	92,347
	リスク・ウェイト 35%	-	5,762	5,762	-	5,648	5,648
	リスク・ウェイト 50%	-	983	983	-	965	965
	リスク・ウェイト 75%	-	273	273	-	244	244
	リスク・ウェイト 100%	-	8,031	8,031	-	8,026	8,026
	リスク・ウェイト 150%	-	1	1	-	0	0
	リスク・ウェイト 250%	-	9,041	9,041	-	9,264	9,264
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	150,091	150,091	-	147,653	147,653

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

区分	5年度		6年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	3	-	1	-
中小企業等向け及び個人向け	14	973	13	1069
抵当権付住宅ローン	-	23	-	26
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	0
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	9	177	-	102
合計	27	1,174	14	1,200

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	5年度		6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	7,946	7,946	9,465	9,465
合 計	7,946	7,946	9,465	9,465

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

5年度			6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

5年度		6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

5年度		6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	5年度	6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.247年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的 開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

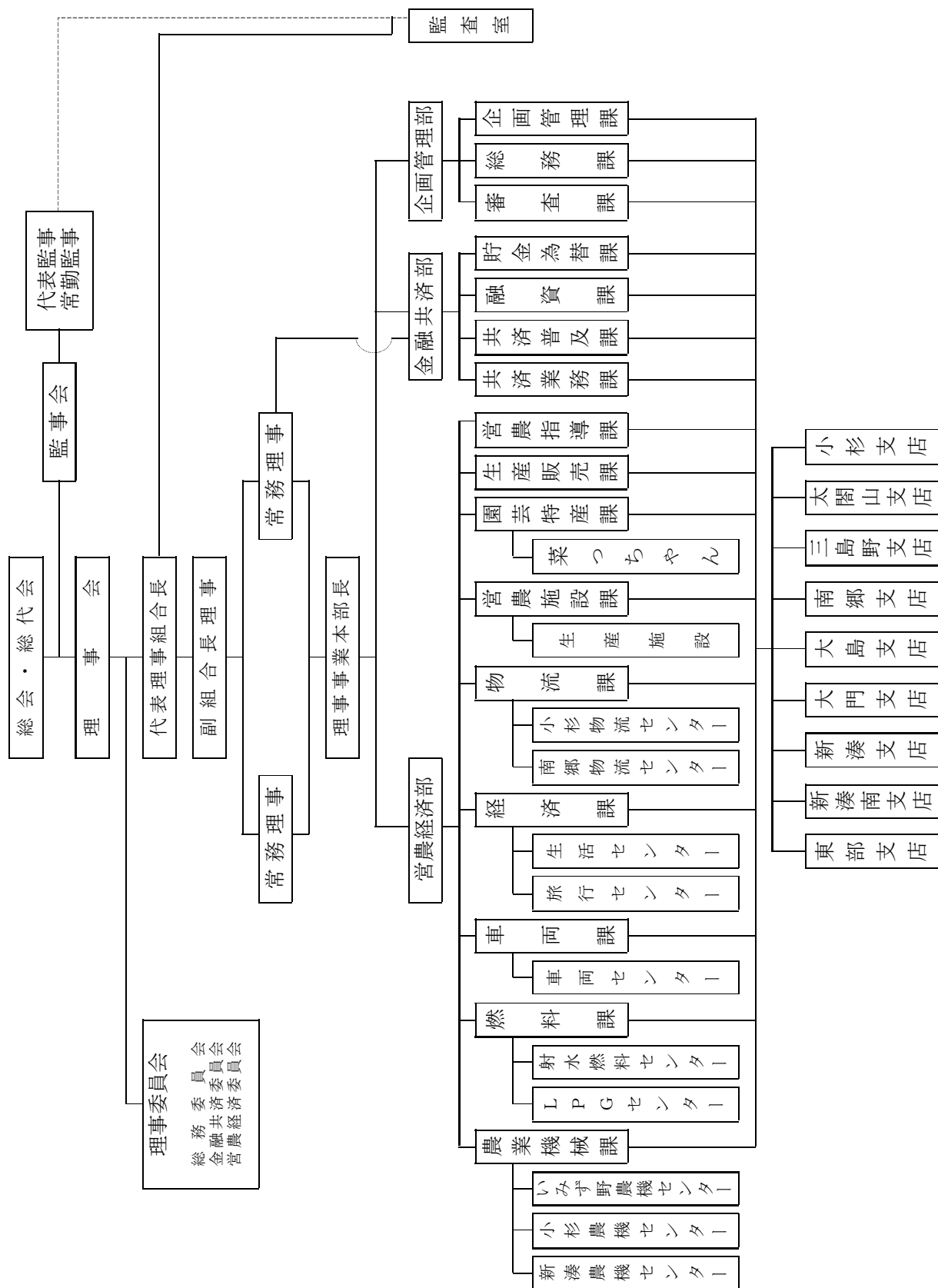
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	1,000	1,289	66	59
下方パラレルシフト	0	-	0	2
スティープ化	1,252	1,514		
フラット化	0	-		
短期金利上昇	0	-		
短期金利低下	276	153		
最大値	1,252	1,514	66	59
	当期末		前期末	
自己資本の額	9,931		9,923	

【 J A の概要 】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和7年6月現在)

役職名	氏 名	役職名	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	塚本 清	理 事	片岡 美孝
副 組 合 長 理 事	川東 茂幸	理 事	小林 光利
常 務 理 事	夏野 邦昭	理 事	寺島 尚登
常 務 理 事	野尻 知成	理 事	林 彰
理 事 事 業 本 部 長	寺井 直人	理 事	島倉 和彦
理 事	田中 美憲	理 事	密 明
理 事	堀 俊之	理 事	森永 玲子
理 事	宮原 謙次	理 事	舩田 佳志江
理 事	北角 武史	代 表 監 事	長谷川 清彦
理 事	畠中 正志	常 勤 監 事	山本 康雄
理 事	小塚 守	監 事	小見 豊彦
理 事	森田 秀信	監 事	堀 浩一
理 事	島 孝之	監 事	橋本 昌樹
理 事	梅川 龍男	監 事	松長 幸成
理 事	北林 勝実	監 事	廣田 豊昭
理 事	松本 剛明		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年6月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	5年度	6年度	増 減
正 組 合 員	5,015	4,923	▲ 92
個 人	4,954	4,861	▲ 93
法 人	61	62	1
准 組 合 員	7,501	7,382	▲ 119
個 人	7,394	7,275	▲ 119
法 人	107	107	0
合 計	12,516	12,305	▲ 211

5. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
青年部	95名
女性部	339名

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

射水市一円及び高岡市姫野、金屋、中曽根、上牧野、下牧野、富岡町の区域

8. 店舗等のご案内

(令和7年6月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本店	射水市北野1555-1	0766-52-0023	—
小杉支店	射水市三ヶ981	0766-55-2525	1台
太閤山支店	射水市黒河4728-5	0766-56-3011	1台
三島野支店	射水市大門本江285-1	0766-52-0262	1台
南郷支店	射水市串田1374-1	0766-54-1011	1台
大島支店	射水市小島704	0766-52-0109	1台
大門支店	射水市北野1555-1	0766-52-0415	1台
新湊支店	射水市本町3丁目17-8	0766-82-8540	1台
新湊南支店	射水市沖塚原778-1	0766-82-8560	1台
東部支店	射水市加茂中部196	0766-59-2341	1台

店舗外ATM設置施設	大門総合会館:射水市大門67	1台
店舗外ATM設置施設	旧片口支店:射水市新片町5丁目11	1台
店舗外ATM設置施設	旧堀岡支店:射水市堀岡301	1台

組合単体開示項目掲載ページ一覧(農協法施行規則204条関係)

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	87
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	88
○ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	88
○ 事務所の名称及び所在地	89
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	89
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	21～29
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	62
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	62
・経常利益又は経常損失	62
・当期剰余金又は当期損失金	62
・出資金及び出資口数	62
・純資産額	62
・総資産額	62
・貯金等残高	62
・貸出金残高	62
・有価証券残高	62
・単体自己資本比率	62
・剰余金の配当の金額	62
・職員数	62
・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	70
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	63～74
◇ 主要な業務の状況を示す指標	63・74
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	63
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	63
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	63
・受取利息及び支払利息の増減	64
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	74
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	74
◇ 貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	65
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	65
◇ 貸出金等に関する指標	65～67・74
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	65
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	65
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	66
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	66
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	66
・主要な農業関係の貸出実績	67
・貯貸率の期末値及び期中平均値	74

組合単体開示項目掲載ページ一覧(農協法施行規則204条関係)

開示項目	ページ
◇ 有価証券に関する指標	69～70・74
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	69
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	70
・有価証券の種類別の平均残高	69
・貯証率の期末値及び期中平均残高	74
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	8～10
○ 法令遵守の体制	11～12
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12～13
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31～57
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	68
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	68
・危険債権	68
・三月以上延滞債権	68
・貸出条件緩和債権	68
・正常債権	68
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の	68
○ 自己資本の充実の状況	75～85
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	70
・有価証券	70
・金銭の信託	70
・デリバティブ取引	70
・金融等デリバティブ取引	70
・有価証券店頭デリバティブ取引	70
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	69
○ 貸出金償却の額	69
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	61